

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（平成十七年十一月七日）

（法律第百二十三号）

（協議会）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（平二二法七一・追加、平二四法五一・旧第八十九条の二繰下・一部改正、令四法一〇四・一部改正）

松山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例
(抜粋)

平成18年3月27日

条例第13号

(協議会)

第4条 法第89条の3第1項の規定に基づき、本市に協議会を置く。

2 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

松山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
(抜粋)

平成18年3月31日

規則第57号

第2章の2 松山市障がい者総合支援協議会

(協議会の名称)

第6条の2 松山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第4条に規定する協議会の名称は、松山市障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）とする。

(組織)

第6条の3 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条の4 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の会議の特例)

第6条の5 会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第6条の6 協議会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(委任)

第6条の7 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

松山市障がい者総合支援協議会設置要領

(目的及び設置)

第1条 この要領は、松山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年松山市規則第57号）に定めるもののほか、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、地域における障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する松山市障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワークの構築
- (2) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策
- (3) 地域の障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発及び改善
- (4) 個別事例への支援のあり方と調整
- (5) 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業者の運営評価及び体制整備
- (6) 権利擁護に関すること。
- (7) 障害福祉計画の策定内容及び変更内容
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が前条の目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療の関係者
- (2) 教育又は雇用関係機関の代表者
- (3) 障がい者関係団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(意見等の聴取)

第5条 協議会は、協議に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(連絡調整会)

第6条 協議会の所掌事項について、個別具体的な事項を検討し、又は問題に対処するとともに、協議会への付議等について必要な協議又は調整を行うため、協議会に連絡調整会を設置することができる。

2 連絡調整会は、前項の協議、調整等の結果を会長に報告するものとする。

3 連絡調整会の構成及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委託)

第8条 市長は、協議会に関する事務の一部を、事務の適正な執行をすることができる認められる者に委託することができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

松山市障がい者総合支援協議会連絡調整会規程

(目的)

第1条 松山市障がい者総合支援協議会設置要領（平成24年。以下「要領」という。）第6条に基づき、松山市障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）の所掌事項について、個別具体的な事項を検討し、又は問題に対処するとともに、協議会への付議等について必要な協議又は調整を行うため松山市障がい者総合支援協議会連絡調整会（以下「連絡調整会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡調整会は次に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 主任相談支援専門員
- (2) 各部長
- (3) 各委託相談支援事業所の職員
- (4) 障がい福祉課職員

(役員)

第3条 連絡調整会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は第5条に規定する部会長の中から互選によって定める。
- 3 会長及び副会長はオブザーバーとして協議会に出席する。
- 4 会長は、連絡調整会及び各部会での協議内容等を協議会に報告する。

(所掌事項)

第4条 連絡調整会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 協議会の所掌事項に関し、個別具体的な事項を検討し又は問題に対処すること。
 - (2) 協議会の所掌事項に関し、必要な調査及び研究を行うこと。
 - (3) その他設置目的達成に必要な事項に関すること。
- 2 前項の事項のほか、各部会は次に掲げる事項を処理する。
- (1) 相談支援部会
 - ア 地域の相談支援体制の強化に向けての協議
 - イ 福祉施設の入所、精神科病院の入院等から地域移行する際の課題の抽出及び解決に向けての協議
 - (2) 暮らし部会 災害及び危機事象など、その他くらしの支援に関する協議
 - (3) 権利擁護部会 障がい者の権利擁護（虐待及び差別の防止を含む。）のための課

題の抽出及び解決に向けての協議

(4) 地域生活支援拠点等検討部会 地域生活支援拠点等の課題の抽出及び解決に向けての協議

(5) こども支援部会 児童のサービスの調整，課題の抽出及び解決に向けての協議

(6) 就労支援部会

ア 障がい者の就労（就労移行支援事業の利用促進及び工賃アップを含む。）に向けた課題の抽出及び解決に向けての協議

イ 障がい者の就労定着を図るための協議

ウ 障がい者の就労に関する関係機関との連携強化を図るための協議

(7) 前6号に掲げるもののほか，会長が必要と認める部会を設置することができる。

3 前項に規定する部会については，必要に応じ構成の見直しを行うことができるものとする。

4 連絡調整会及び部会の出席者は，協議会の委員の所属する機関の実務担当者，各委託相談支援事業所の職員，関係各課職員その他第1条の目的を達成するために必要な者で構成するものとする。

5 連絡調整会は，協議会への付議等について必要な協議又は調整を行う。

（部会長等）

第5条 部会に部会長を置き，出席者の互選によってこれを定める。

2 部会長は，部会の事務を総理する。

3 部会長に事故あるときは，あらかじめ部会長が指名する出席者（以下「副部会長」という。）がその職務を代理する。

4 部会は，部会長が招集し，議長となる。

5 部会長は，必要があると認めるときは，会議に部会員以外の者の出席を求め，説明を求めると又は意見を聴くことができる。

（小部会等）

第6条 各部会から抽出された課題やその解決に向けての協議を行うため，より専門的な構成員での再協議が必要であると，連絡調整会で承認された場合には，各部会長は必要に応じて小部会等を設置することができる。

（公開基準）

第7条 松山市情報公開条例（平成12年条例第61号）第7条各号に規定する情報に該

当すると認められる事項について協議を行う場合は、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 出席者は、協議上知り得た秘密を漏らしてはならない。その責務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 連絡調整会の庶務は、障がい福祉課及び社会福祉法人松山市社会福祉協議会が処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、連絡調整会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年11月26日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。